行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	くらし安全・消費 生活課	整理番号	3-6
処分の種類	通信販売業務の禁止命令				
根拠法令条例 等•条項	特定商取引に関する法律第15条の2第1項、第68条 特定商取引に関する法律施行令第19条				
処分の概要	知事は、通信販売の業務停止を命ずる場合において、当該業務停止を命ずる法人の役員、使用人等に対して、当該業務停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該業務停止を命ずる範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずることができる。				
処分基準(未設定の場合はその理由)	【参考】特定商取事 第の禁止等)第一次の 第十五条のの 第十五条の 第一条の 第一条の 第一条の 第一条の 第一条の 第一条の 第一条の 第一	別に関する法律第 然大臣は、販売業の 場合に事とがいて、当該事 と事るためにそ者に とするで定停止なる者に でる役員となることで での役員であった者に での役員であった者 での役員であった者 での役員であった者	ト尽くされているため 14条、第15条、第1 24条、第15条、第1 24条、第15条、第1 24条、第15条、第1 24条、第15条、第1 24条、第15条、第1 25条。第15条、第15条、第15条。25条。25条。25条。25条。25条。25条。25条。25条。25条。2	5条の2 皆に対して前条第一 区分に応じ、当該名 すしていた責任の利 する業務を制限する 者に対して、当該停 に開始すること(当該 ずることができる。 場合 その役員及び 及び当該命令の日前	号に定める者が当 呈度を考慮して当該 ることが相当と認め 止を命ずる期間と 該業務を営む法人 当該命令の日前六 六十日以内におい
基準の制定根拠					